

杉並区立沓掛小学校いじめ防止基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法の制定を受け、児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として以下の基本方針を策定する。

《いじめの定義》

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを言う。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等、当該児童がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

《いじめ防止対策の基本的な視点》

- いじめを単なるけんかやトラブルとして受け止めず、人権侵害、差別の問題として受け止める。
- 「いじめを受けている側にも問題がある」という見方をしない。
- いじめであるか否かは、いじめを受けた者の受け止め方で判断する必要がある。
- いじめを未然に防止することやいじめを早期に解消することは、児童の成長・発達にとって極めて重要な問題として受け止める必要がある。
- 「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という危機意識をもって対応する必要がある。
- いじめについては、被害を受けた児童や周囲の児童が多くの場合その被害を相談していない実態を把握しておく必要がある。
- いじめを傍観させないことを指導する必要がある。
- いじめは解消後も注視する必要がある。（少なくとも3か月程度注視する）

1. 本校におけるいじめ防止等に関する取り組み

(1) 学校いじめ対策委員会

①学校いじめ対策委員会の設置

- ・いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、「いじめ防止等の対策のための組織」として「学校いじめ対策委員会」を置く。

②学校いじめ対策委員会の構成

- ・校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、当該学年（必要に応じて関係教職員）、養護教諭、都スクールカウンセラー

③学校いじめ対策委員会の取り組み内容

- ・いじめ防止等に係る取り組み方針の企画立案
- ・児童の問題行動などに関わる情報共有

- ・いじめ問題への調査・対応方法の協議

(2) いじめの未然防止に関すること（「いじめ対応マニュアル」 p 3・4 参照）

○いじめを許さない学校・学級づくりをめざす。

- ・すべての児童に健全な社会性を育み、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない行為である」ことを定着させる。
- ・日ごろから児童とのコミュニケーションを密にし、児童が教員等になんでも話せる、相談できる信頼関係を構築するとともに、「いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為である」ことを、児童に認識させる。
- ・教育活動を通して、児童に対して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや生きることの素晴らしさなどについて、心からその価値を感じるように適切に指導する。

○いじめを未然防止するための手だて

- ・学級活動の充実
- ・授業中における児童の充実
- ・道徳授業の充実
- ・学校行事の充実

(3) いじめの早期発見に関すること（「いじめ対応マニュアル」 p 5・6 参照）

○児童のサインを見逃さない

いじめは、発見しにくいもの、発見されにくいものであると認識し、日頃から児童を注意深く観察する必要がある。また、日常の行為や生活の様子から、ちょっとした変化を見逃さないように努め、特にいじめられる側の児童・生徒のサインを見落としはならない。

○いじめを早期発見するための手だて

- ・児童のきめ細やかな観察
- ・複数の教職員による観察
- ・いじめアンケート調査の活用
- ・教育相談を通じた把握
- ・保護者や地域からの情報
- ・いじめが疑われるときの対応

(4) いじめの対応に関すること

いじめを発見した場合（いじめの疑いがある場合も含む）、その状況等を適時適切に管理職に報告し、一人で抱え込まず、組織的な対応を図る。

また、情報共有とその後の的確な対応に資するよう、常に、「いつ、どこで、だれが、なぜ、何を、どのように」といった視点から正確に記録するとともに、適切に保存する。（本記録の保存年限は、いじめに係る児童が卒業、転学等をしてから **5年間**）

○いじめの対応の基本的な姿勢、事実の確認について

被害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○いかなる理由があっても、徹底していじめを受けた児童の味方になる。 ○児童の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。 ○担任を中心に、児童にとって話しやすい教員が対応する。
------	--

	○いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
加害児童	○いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては、毅然とした態度で指導する。 ○自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。 ○心理的な孤立感、疎外感を与えることのないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。 ○対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。 ○話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。
傍観者	○いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。 ○いじめの問題に、教員が児童と共に本気で取り組んでいる姿勢を示す。 ○いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。 ○いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。

○保護者との連携

- ・年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針、方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられている側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

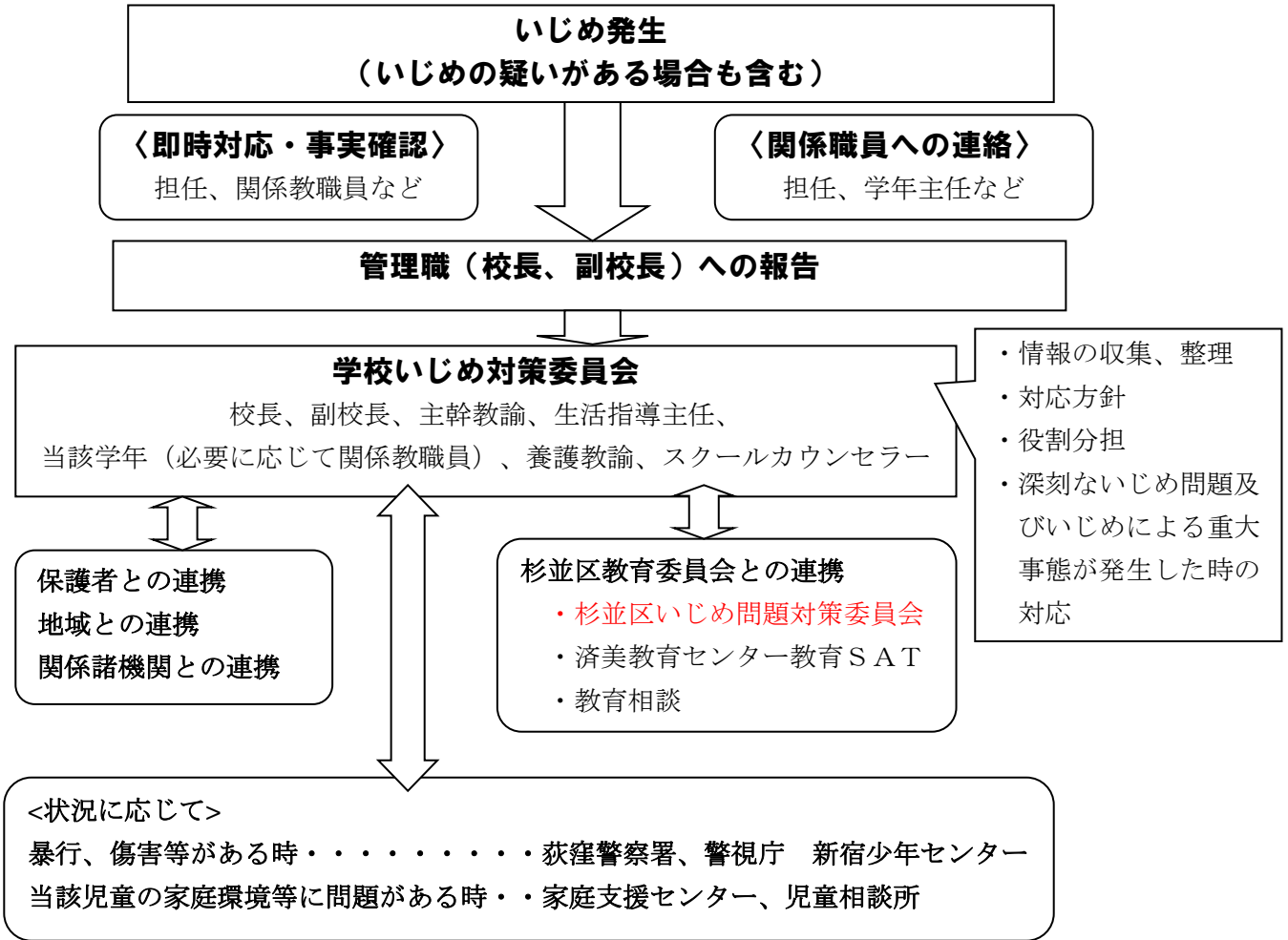
被害児童の保護者	○いじめが明らかになった時点で、学校で把握した事実を正確に伝える。 ○学校として徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。 ○いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。 ○対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
加害児童の保護者	○事情聴取後、事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をする。 ○いじめを受けた児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。 ○指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。 ○誰もがいじめを行なう側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。 ○事実を認めなかったり、「うちの児童は首謀者ではない」と、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の地頭生徒を思う信念を示し、理解を求める。

(5) 重大ないじめ事態が発生した場合の対応に関すること

教育委員会と連携して対応するとともに、校内では、「学校いじめ止対策委員会」が母体となって対応する。

- ・学校は、重大事態に対し、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、記録を作成する。
- ・校内で情報を共有する。
- ・調査内容をいじめを受けた児童およびその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

2. いじめ対応組織図



3. 教職員のいじめ防止に向けた対応能力の向上を図るための取り組み

- 校内の研修会等を通して、いじめ問題への対応の仕方や体制を確実に理解する。
- 教員研修プログラムの活用を活用し、意識啓発を行う。
- ネット上のいじめの理解や対応の確認をする。